

患者・ご家族の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 面会禁止等のお願い

今般、群馬県では「社会経済活動再開に向けたガイドライン」が4から3へ見直されましたので、病棟への立ち入りは以下①～④の場合に限り可能とします。面会禁止措置は継続致しますので、ご理解の上ご協力をお願い致します。

尚、病棟に立ち入ることができる家族の方は、親子・配偶者・兄弟となります。

### ① 入院時、退院時

病室に立ち入る時間は 10分以内とします。

\*入院に必要な荷物を整理する、退院時の荷物を持ち帰るための立入です。

### ② 荷物の受け渡し（13時から17時までの間にお越し下さい）

病棟ナースステーションカウンターでの受け渡しになります。

病棟に行き、看護師に声をかけて下さい。

看護師が対応します。

### ③ 当院よりご家族へ連絡した場合

病棟に行き、ナースステーションにいる看護師に声をかけて下さい。

看護師が案内いたします。

### ④ 手術や治療について医療者から説明がある場合

病棟に行き、ナースステーションにいる看護師に声をかけて下さい。

看護師が案内いたします。

### ※病棟へ立ち入る場合は、以下の手順をお守りください

- ① ご家族は、病院入口で手指消毒及び体温測定をする。
- ② ご家族は、病院入口で「病棟立ち入り特別許可申請書」に記入し、入口の職員に渡す。
- ③ ご家族は、入口の職員から「特別許可証」と「病棟立ち入り特別許可申請書」を受け取る。
- ④ ご家族は、「特別許可証」を首にかけ、「病棟立ち入り特別許可申請書」を持って病棟に行く。
- ⑤ ご家族は、病棟看護師に「病棟立ち入り特別許可申請書」を渡し、要件を伝える。
- ⑥ ご家族は、お帰りの際に「特別許可証」を病院入口の職員へ返却する。

令和3年2月25日

NHO沼田病院・感染予防対策委員会